

介護保険制度における 福祉用具レンタル [福祉用具貸与種目]

介護保険の被保険者は、日常生活の自立、機能訓練に用いるための福祉用具や介護者の負担を軽くするための福祉用具を借りることができます。

●福祉用具レンタルの費用

実際に福祉用具レンタルにかかった費用のうち、介護保険負担割合証に記載された1割・2割または3割相当額がご利用者様の負担額となります。

対象品目

車いす

自走用標準型車いす、普通型電動車いす又は介助用標準型車いすに限る。

車いす付属品

クッション、電動補助装置等であって、車いすと一体的に使用されるものに限る。

特殊寝台

サイドレールが取り付けられているもの又は取り付けることが可能なものであって、次に掲げる機能のいずれかを有するもの。
①背部又は脚部の傾斜角度が調整できる機能
②床板の高さが無段階に調整できる機能

特殊寝台付属品

マットレス、サイドレール等であって、特殊寝台と一体的に使用されるものに限る。

床ずれ防止用具

次のいずれかに該当するものに限る。
①送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気マット
②水等によって減圧による体圧分散効果をもつ全身用のマット

体位変換器

空気パッド等を身体の下に挿入することにより、体位を容易に変換できる機能を有するものに限る、体位の保持のみを目的とするものを除く。

手すり

取付けに際し工事を伴わないものに限る。

スロープ

段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないものに限る。

歩行器

歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するものに限る。
①車輪を有するものにあつては、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの
②四脚を有するものにあつては、上肢で保持して移動させることが可能なもの

歩行補助つえ

松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフトランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

認知症老人徘徊感知機器

認知症である老人が屋外へ出ようとした時等(ベッドや布団を離れた時を含む)、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの。

移動用リフト (つり具の部分を除く。)

床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの(取付けに住宅の改修を伴うものを除く)。

要支援1・2、要介護1の認定を受けている方に対しては、自立を支援する観点から利用が想定できる品目が限られており、●が付いている福祉用具については原則保険給付の対象とはなりません。ただし、原則として対象になっていない用具も例外的に給付可能となる場合がありますので、ご相談ください。